

公表用	

令和 6 年 6 月

第 12 回 行橋市農業委員会総会議事録

令和 6 年 6 月 10 日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和 6 年 6 月 10 日 午前 10 時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟 501 会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員	13	名
欠席委員	0	名

議席	氏 名	出欠
6	舩 津 鎮 男	出
13	吉 村 郁 子	出
8	陣 山 誠 之	出
11	大 田 完 治	出
12	長 城 彰	出
7	西 村 直 仁	出
1	西 本 一 美	出
2	石 本 浅 夫	出
9	繁 永 國 廣	出
5	川 本 博	出
3	松 本 功	出
4	村 上 和 昌	出
10	沼 口 宣 寛	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者 0 名
5. 傍聴者 0 名
6. 議事内容

議案第 45 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 46 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 47 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 48 号	農地転用計画変更申請について
議案第 49 号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	井上 栄輔
農地係長	宮崎 崇文

会長	出席者 13 名で定足数に達していますので、これより、第 12 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。 会議に先立ちまして、行橋市農業委員会憲章を朗読いたします。 委員・事務局朗読 それでは、会議にはいります。議案の採決につきましては、前回同様、議案ごと一括して採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。 これより、議題の審議にはいります。 本日の附議案件は、議案第 45 号から議案第 49 号までの 5 件を一括上程し審議しますので、よろしくお願いします。 最初に、議案第 45 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 45 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 6 年 6 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本 浅夫。記、1 申請人、■■■■。以下 10 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に、仲津地区の 2 件について地区委員より報告願います
大田委員	仲津地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。物件の表示、大字稲童■■■■■、田、177 m²。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号 2 番。物件の表示、大字東徳永■■■■■、畑、226 m²。譲渡人は、京都郡みやこ町■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 西村委員	次に、泉地区の 5 件について地区委員より報告願います 泉地区 5 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 3 番。物件の表示、泉中央六丁目■■■■■、田、778 m²、外 13 筆、計 9,407 m²。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており農地法第 3 条第 2

会長 川本委員	項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号 4 番。物件の表示、西泉二丁目■■■■■、田、450 m²、外 1 筆、計 880 m²。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人、京都郡みやこ町■■■■■、■■■■■さんです。売買により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。次に地区番号 5 番。物件の表示、南泉五丁目■■■■■、畑、203 m²、外 2 筆、計 3,140 m²。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。次に、地区番号 6 番。物件の表示、東泉五丁目■■■■■、田、1,765 m²。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、大分県大分市■■■■■、■■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。次に、地区番号 7 番。物件の表示、東泉五丁目■■■■■、田、658 m²、外 1 筆、計 1,479 m²。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、築上郡築上町■■■■■、■■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。 最後に、稗田地区の 3 件について地区委員より報告願います。 稗田地区 3 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 8 番。物件の表示、大字上稗田■■■■■、畑、1,138 m²。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号 9 番。物件の表示、大字上稗田■■■■■、田、565 m²、外 1 筆、計 1,347 m²。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、京都郡みやこ町■■■■■、■■■■■さんです。10 番と同時申請です。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。次に、地区
--------------------	--

	番号 10 番。物件の表示は、大字上稗田■■■■、田、160 m²、外 2 筆、計 1,001 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、京都郡みやこ町■■■■、■■■■さんです。9 番と同時申請です。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が全て終わりました。3 条関係全般について、ご質疑ありませんか
会長	ー質疑なしー ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 41 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。
会長	ー全員挙手ー 全員賛成と認めます。よって、議案第 45 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 10 件については、許可することに可決決定いたしました。
事務局	次に、議案第 46 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。 朗読します。議案第 46 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 6 年 6 月 10 日提出、行橋市農業委員会、会長、石本 浅夫。記、1 申請人、■■■■。以下 1 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。それでは、審査の経過ならびに結果の報告を願い、審議してまいりたいと思います。仲津地区の 1 件について地区委員より報告願います。
長城委員	仲津地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字稲童■■■■、田、1,054 m²、大字稲童■■■■、田、1,181 m²。大字稲童■■■■、1,148 m²、大字稲童■■■■、田、1,013 m²、4 筆計 4,396 m²です。転用理由としては、農地改良をし畑にするものです。内容は、農地改良 4,396 m²です。資金計画は自己資金で、実効性あり。周辺への被害はなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書はなく、理由書が添付されています。一部旧所有者により造成されているため始末書が添付されています。書類等完備しており、10ha 未満のその他 2 種農地であり、地区審査においては許可相当となっております。場所は別紙を参照

会長	ください。本会議においても審議方よろしくお願いします。以上です。 報告が終わりました。4 条関係についてご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。 議案第 46 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 46 号、農地法第 4 条の規定による許可申請 1 件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第 47 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 47 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 6 年 6 月 10 日提出、行橋市農業委員会、会長、石本 浅夫。記、1 申請人、■ ■ ■ ■。以下 4 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に、行橋地区の 1 件について地区委員より報告願います。
船津委員	行橋地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。 地区番号 1 番。申請人は、大分県大分市 ■ ■ ■ ■、 ■ ■ ■ ■ さんです。土地の表示は、行事一丁目 ■ ■ ■ ■、田、617 m²。所有者は、京都郡苅田町 ■ ■ ■ ■、 ■ ■ ■ ■ さんです。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、共同住宅を建築するものです。共同住宅 1 棟 281.55 m²、駐車場 281.55 m²、その他 53.90 m²。資金計画は自己資金及び借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、書類等完備しており、都市計画の用途区域内の第 3 種農地であり、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしくお願いします。
会長	次に、仲津地区の 1 件について地区委員より報告願います。
長城委員	仲津地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 2 番。申請人は、行橋市 ■ ■ ■ ■、 ■ ■ ■ ■ さんです。土地の表示は、大字道場寺 ■ ■ ■ ■、田、1,648 m²、大字道場寺 ■ ■ ■ ■、田、1,521 m²、2 筆計 3,169 m²。所有者は、北九州市 ■ ■ ■ ■、 ■ ■ ■ ■。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、資材置場を設置するものです。資材置場 3,169 m²。資金計画は自己資金及び借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書はなく理由書が添付されてい

会長 西本委員	ます。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、書類等完備しており、10ha 未満のその他 2 種農地であり、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしくお願いします。 次に、泉地区の 1 件について地区委員より報告願います。 泉地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 3 番。申請人は、京都郡苅田町■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、泉中央五丁目■■■■■、田、7.67 m²、泉中央五丁目■■■■■、田、27 m²、2 筆計 34.67 m²。計画に既存宅地 355 m²を含みます。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、宅地分譲をするものです。宅地分譲 1 区画 389.67 m²。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、書類等完備しており、都市計画の用途区域内の第 3 種農地であり、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしくお願いします。
会長 村上委員	最後に、延永地区の 1 件について地区委員より報告願います。 延永地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 4 番。申請人は、北九州市■■■■■、■■■■■さん。土地の表示、大字延永■■■■■、田、429 m²。所有者は、埼玉県本庄市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、自己住宅を建築するものです。自己住宅 60 m²、倉庫 1 棟 40 m²、その他 329 m²。資金計画は自己資金及び借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、書類等完備しており、10ha 未満のその他 2 種農地であり、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしくお願いします。
会長	報告が全て終わりました。5 条関係全般についてご質疑ありませんか。 ー質疑なしー
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。 議案第 47 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 ー全員挙手ー
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 47 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 4 件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。 次に、議案第 48 号、農地転用計画変更申請についてを議題とい

事務局	たします。事務局に議案の朗読を求めます。 朗読します。議案第 48 号。農地転用計画変更申請について、下記の者より、農地転用許可処分のあった転用事業計画を変更する申請書の提出があったので本会の審議に附す。令和 6 年 6 月 10 日提出、行橋市農業委員会、会長、石本 浅夫。記、1 申請人■■■■。以下 1 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。泉地区の 1 件について、地区委員より報告願います。
西本委員	泉地区 1 件について、地区審査の結果を報告いたします。申請人は、京都郡苅田町■■■■、■■■■さんです。農地転用許可年月日、令和 5 年 10 月 25 日。変更する物件の表示、西泉七丁目■■■■、227 m²、西泉七丁目■■■■、128 m²。計画変更する理由は、当初、法定外公共物の用途廃止を行い、付け替える予定だったが、協議の結果、払い下げに変更となったため、農地転用許可のあった 2 筆に払い下げとなる 2 筆を加える計画変更を行うものです。変更後の土地表示は、西泉七丁目■■■■、227 m²、西泉七丁目■■■■、7.67 m²、西泉七丁目■■■■、27 m²、西泉七丁目■■■■、128 m²となります。地区審査の結果、書類等完備しており、地区審査においては許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。
会長	報告が終わりました。ご質疑ありませんか。 一質疑なし一
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 48 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 一全員挙手一
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 48 号、農地転用計画変更申請 1 件については、許可相当と認め、県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第 49 号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 49 号。農業振興地域整備計画の変更に係る意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により下記の者の農業振興地域整備計画変更について、行橋市長より意見を求める申請があったので本会の審議に附す。令和 6 年 6 月 10 日提出、行橋農業委員会 会長 石本 浅夫。記、1 申請人■■■■。以下 2 件。以上です。
会長	それでは、議案について事務局より説明を求める前に、整理番号 1 について、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により村上

	委員の退室を求めます。
	－村上委員退室－
事務局	議案 49 号整理番号 1 について、事務局に説明を求めます。
	説明します。農用地区域の変更除外についてですが、整理番号 1 番、土地の所在地、大字吉国■■■■、田、579 m ² 。申請人、行橋市■■■■、■■■■さん。転用者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。計画変更の目的は、駐車場の設置をするためです。以上です。
会長	説明が終わりました。整理番号 1 についてご質疑ありませんか。
	－質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。
	議案第 49 号整理番号 1 について、賛成の方の挙手を求めます。
	－全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。ここで、村上委員の入室を求めます。
	－村上委員入室－
事務局	次に、議案 49 号整理番号 2 について、事務局に説明を求めます。
	説明します。整理番号 2 番。土地の所在地は、大字下崎■■■■、田、926 m ² のうち 428 m ² 。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。計画変更の目的は、自己住宅の建築ということです。
会長	説明が終わりました。ご質疑ありませんか。
	－質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。
	議案第 49 号の整理番号 2 について、賛成の方の挙手を求めます。
	－全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって議案第 49 号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、適当と認め、行橋市長に意見書を送付します。以上で、今回提案いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。最後に、本日の署名委員を指名いたします。12 番、長城委員、13 番、吉村委員に署名願います。以上で、本日の総会は、すべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。